⑸　電子的に走査が可能なアレーアンテナを組み込んだもの
⑹　目標の高度を測定することができるもの
⑺　気球又は航空機に搭載するように設計したものであって、移動する目標を検出するためにドップラー効果を利用するもの
⑻　次のいずれかの技術を利用するもの（別表第４に掲げるものを除く。）
ア　スペクトル拡散
イ　周波数アジリティー
⑼　地上用のものであって、計測距離が185キロメートルを超えるもの（漁場監視レーダー、航空管制用に設計した地上レーダー及び気象用気球追尾レーダーを除く。）
⑽　レーザーレーダー（ライダー（気象観測用のライダーを除く。）を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの
ア　宇宙用に設計したもの
イ　ヘテロダイン検波又はホモダイン検波の技術を利用し、かつ、角度分解能が20マイクロラジアン未満のもの
ウ　航空機を使用して測深による沿岸測量を実施するように設計したものであって、国際水路機関が定める水路測量に係る基準に照らして十分な精度を有し、かつ、400ナノメートル超600ナノメートル以下の波長範囲で使用する１以上のレーザー発振器を用いるもの
⑾　次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの（別表第４に掲げるものを除く。）
ア　パルス圧縮比が150を超えるもの
イ　圧縮パルス幅が200ナノ秒未満のもの（航海用二次元レーダー又は船舶航行サービス用二次元レーダーであって、次の㋐から㋔までの全てに該当するものを除く。）
㋐　パルス圧縮比が150未満のもの
㋑　圧縮パルス幅が30ナノ秒を超えるもの
㋒　単一の回転する機械式走査アンテナを有するもの
㋓　ピーク出力が250ワット未満のもの
㋔　周波数ホッピング能力を有していないもの
⑿　パルスレーダー断面積計測装置であって、送信するパルス幅が100ナノ秒以下のもの又はその部分品（別表第４に掲げるものを除く。）
⒀　次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの（船舶航行サービスのために用いられる装置又はその部分品を除く。）
ア　次回のアンテナビームが通過する時点より先の時点における目標の未来位置を予測することができる自動目標追尾の技術（航空管制用又は航海用レーダーの衝突防止機能を除く。）
イ　⑹又は⑼に該当する１のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、地理的に分散して配置された２以上のレーダーから得られる目標データの重ね合わせ、相関又はデータフュージョンを６秒以内で行う技術
88　光学の測定装置（顕微鏡を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　光の反射率の測定装置（反射率の絶対値を測定するものに限る。）であって、その精度が0.1パーセント以下のもの
⑵　レンズ又は反射鏡の表面の形状の測定装置（非接触型のものに限る。）であって、光散乱の計測以外の方法を用いるもののうち、開口の直径が10センチメートルを超え、かつ、平面でない面形状を２ナノメートル以下の精度で測定するように設計したもの
89　地上用の重力計（静止状態において重力を測定する場合の精度が0.1ミリガル未満のものに限る。）の製造装置又は校正装置
90　光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器用の結晶であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　テルルであって、純度が99.9995パーセント以上のもの
⑵　次のいずれかに該当するものの単結晶又はエピタキシャル成長結晶を有するウエハー
ア　テルル化亜鉛のテルル化カドミウム及びテルル化亜鉛に対するモル比が６パーセント未満のテルル化亜鉛カドミウム
イ　テルル化カドミウム
ウ　テルル化水銀カドミウム
⑶　セレン化亜鉛又は硫化亜鉛からなる基板材料であって、化学的気相成長法により製造したもののうち、次のいずれかに該当するもの
ア　体積が100立方センチメートルを超えるもの
イ　直径が80ミリメートルを超え、かつ、厚さが20ミリメートル以上のもの
⑷　電気光学材料又は非線形光学材料であって、次のいずれかに該当するもの
ア　砒素酸チタニルカリウム
イ　セレン化ガリウム銀
ウ　セレン化タリウム砒素
エ　リン化亜鉛ゲルマニウム
オ　セレン化ガリウム
⑸　ベリリウム上にベリリウムを堆積した材料又は炭化けい素からなる基板材料であって、直径又は長軸の長さが300ミリメートルを超えるもの
⑹　光学ガラスであって、次のアからウまでの全てに該当するもの
ア　水酸化物イオンの含有量が全重量の0.0005パーセント未満のもの
イ　金属不純物の含有量が全重量の0.0001パーセント未満のもの
ウ　屈折率の変動が1,000,000分の５未満のもの
⑺　人工ダイヤモンドであって、200ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲における吸収係数が１センチメートル当たり100,000分の１未満のもの
⑻　レーザー発振器用の人工の結晶であって、未完成のもののうち、チタンを添加したサファイア
⑼　希土類元素を添加したダブルクラッドファイバーであって、次のいずれかに該当するもの
ア　レーザー波長の公称値が975ナノメートル以上1,150ナノメートル以下であって、次の㋐及び㋑に該当するもの（インナーガラスクラッドの直径が150マイクロメートル超300マイクロメートル以下のものを除く。）
㋐　コアの直径の平均値が25マイクロメートル以上のもの
㋑　コアの開口数が0.065未満のもの
イ　レーザー波長の公称値が1,530ナノメートルを超えるものであって、次の㋐及び㋑に該当するもの
㋐　コアの直径の平均値が20マイクロメートル以上のもの
㋑　コアの開口数が0.1未満のもの
91　加速度計であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品
⑴　直線加速度計（振動又は衝撃のみの計測に限定されたものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの
ア　147.15メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
㋐　バイアスの安定性（校正後のものをいう。以下この表において同じ。）が１年間につき0.00128メートル毎秒毎秒未満のもの
㋑　スケールファクターの安定性が１年間につき0.013パーセント未満のもの
イ　147.15メートル毎秒毎秒超981メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるように設計したものであって、次の㋐及び㋑に該当するもの
㋐　バイアスの再現性が１年間につき0.0122625メートル毎秒毎秒未満のもの
㋑　スケールファクターの再現性が１年間につき0.125パーセント未満のもの